

# 次期下水道使用料について（R5～R8）補足資料

資料 5

## 1. 次期下水道使用料の方向性

現行の下水道使用料単価及び体系を維持する。

## 2. 下水道使用料の端数処理の変更について（イメージ）

1 か月あたり20<sup>3</sup>（3人世帯の平均使用水量）使用した場合の、2 か月分の請求額計算例

2 か月分計（税込）

	基本使用料 (税込)	従量使用料 (税込)	1 か月分計 (税込)		現行	変更案
8 月	1,017.5円	1,760.0円	2,777円 (1円未満切捨て)	+	5,554円	5,554円
9 月	1,017.5円	1,760.0円	2,777円 (1円未満切捨て)		5,550円 10円未満切捨て	

※静岡市の水道料金では、R2年度から実施済みです。

（上記の例の場合）

$$1 \text{ 回の請求での増加額 } 4 \text{ 円} \times 1 \text{ 年間の請求 } 6 \text{ 回} \\ = \underline{1 \text{ 年間の増加額 } 24 \text{ 円}}$$

（最大の場合）

$$1 \text{ 回の請求での最大増加額 } 9 \text{ 円} \times 1 \text{ 年間の請求 } 6 \text{ 回} \\ = \underline{1 \text{ 年間の最大増加額 } 54 \text{ 円}}$$

## 3. 今後のスケジュール

令和 4 年

10月

- 第 4 回経営協議会（21日）  
→協議会意見書（案）の提示

12月

- 第 5 回経営協議会（12日）  
→協議会意見書の公営企業管理者への提出

令和 5 年

2月

- 2月議会への議案提出  
(下水道使用料の端数処理変更に係る条例改正)

3月

- 局広報紙「くらしと水」冬号への掲載
- 各区役所の広告モニターでの情報提供
- 報道機関への投げ込み

4月

- 改正条例の施行（令和 5 年 4 月 1 日）
- 静岡市広報紙「静岡気分」への掲載